



福岡県医発第 1289 号（地）
平成 29 年 8 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

化学物質のリスクアセスメントの実施について

時下 貴職ますますご清祥のことと、心よりお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、福岡労働局労働基準部健康課長より周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法では、すべての事業所に対し、危険性又は有害性が明らかになっている化学物質（663 物質）についての、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 事業場における危険有害性の調査（リスクアセスメント）の実施2) 譲渡提供時における容器などへのラベル表示と安全データシート（SDS）の交付 |
|---|

を義務付けております。

この改正は、有機溶剤や特定化学物質などの労働安全衛生法による規制対象物質が 121 物質であるのに対し、これ以外の化学物質による労働災害が数多く発生していることから、事業者の自主的管理により労働災害を防止することを目的としたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 白石恒明

平成 29 年 7 月 31 日

(公社) 福岡県医師会 会長 殿

福岡労働局労働基準部健康課長

化学物質のリスクアセスメントの実施について（依頼）

平素は、労働行政の運営に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法では、すべて事業場に対し、危険性又は有害性が明らかになっている化学物質（663 物質）についての、

- | |
|--|
| ① 事業場における危険有害性の調査（リスクアセスメント）の実施
② 譲渡提供時における容器などへのラベル表示と安全データシート（SDS）の
交付 |
|--|

を義務づけております。

この改正は、有機溶剤や特定化学物質などの労働安全衛生法による規制対象物質が 121 物質であるのに対し、これ以外の化学物質による労働災害が数多く発生していることから、事業者の自主的管理により労働災害を防止することを目的としたものです。

福岡労働局では、これらの定着に向けて事業場に対する指導を行っていますが、現在のところ、リスクアセスメントの実施状況は高いとは言えず、危険有害性などを記載した SDS の入手が行われていないところも少なくありません。

つきましては、この改正法について、貴機関の会報等により傘下会員に周知を行っていただきたく、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、会報等への掲載例（4 種）を同封しておりますので、参考にしてください。

なお、今後の業務運営の参考としたいので、掲載いただきました折には当該会報等を当課に御恵送賜れば幸いです。

お
問
合
せ

福岡労働局労働基準部健康課

（担当）労働衛生専門官 奥蘭

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号

（電話）092-411-4798



化学物質を取扱う事業場の皆さまへ

化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう

改正労働安全衛生法（平成28年6月1日施行）

○ 化学物質を出荷する事業所では・・・

対象の化学物質を他へ譲渡提供する際には、**安全データシート（SDS）**を提供するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示**する必要があります。

○ 化学物質を取り扱う事業所では・・・

容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている**製品**については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）**を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を実施しましょう。

職場のあんぜんサイト

検 索

厚生労働省 化学物質 相談窓口

検 索



福岡労働局健康課・労働基準監督署

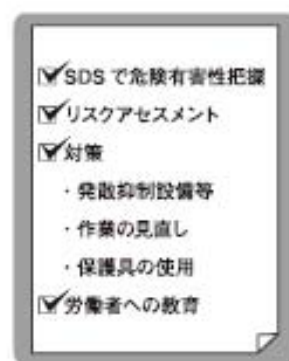


ラベルで アクション

運動実施中



化学物質を取り扱う事業主様へ



製品が来る

ラベルを見る

今すぐ**安全対策**

平成28年6月1日、「改正労働安全衛生法」施行。

危険有害性のある化学物質について

事業所でリスクアセスメントを行うことが義務づけられました。



危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



表示のある製品を取り扱う場合には、表示内容を理解するとともに、適切に管理し、安全に取り扱いましょう。

ラベルでアクション

検索

<化学物質管理に関する相談窓口>

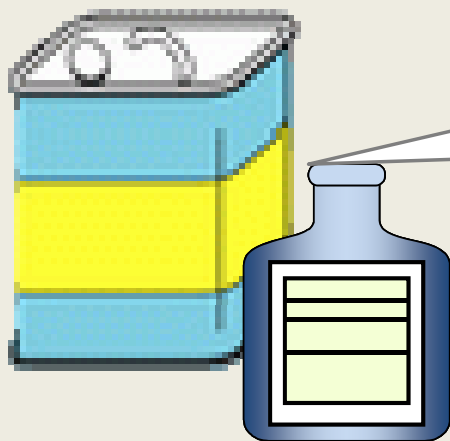
SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



職場のあんぜんサイト

検索

厚生労働省 化学物質 相談窓口

検索

（製品の名称） △△△製品 ○○○○

（絵表示）



（注意喚起語）

危険

（危険有害性情報）

・ 引火性液体及び蒸気

・ 吸入すると有毒

（注意書き）

取扱い注意

（供給者の特定）

・ 火気厳禁

・ 防爆構造の器具を用いる



福岡労働局健康課・労働基準監督署



「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら SDSの確認とリスクアセスメント



（製品の名称） △△△製品 ○○○○

（絵表示）   （注意喚起語）
危険

（危険有害性情報）
引火性液体及び蒸気
吸入すると有毒

（注意書き） **取扱い注意** （供給者の特定）

火気厳禁 **防爆構造の器具を用いる**

職場のあんぜんサイト

検 索

厚生労働省 化学物質 相談窓口

検 索



福岡労働局健康課・労働基準監督署

リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（663物質）について

1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。まずは、ラベル表示で危険有害性を把握しましょう。次に、危険有害性がある物については、安全データシート（SDS）を入手しましょう。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は、**ラベル表示**と**SDS**の交付義務の対象である**663物質**です。

リスクアセスメントの支援ツールや**663物質**は、
厚生労働省の職場のあんぜんサイトで公開しています。

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

職場のあんぜんサイト

検索

厚生労働省 化学物質 相談窓口

検索

あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？



福岡労働局健康課・労働基準監督署

